

平成27年10月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

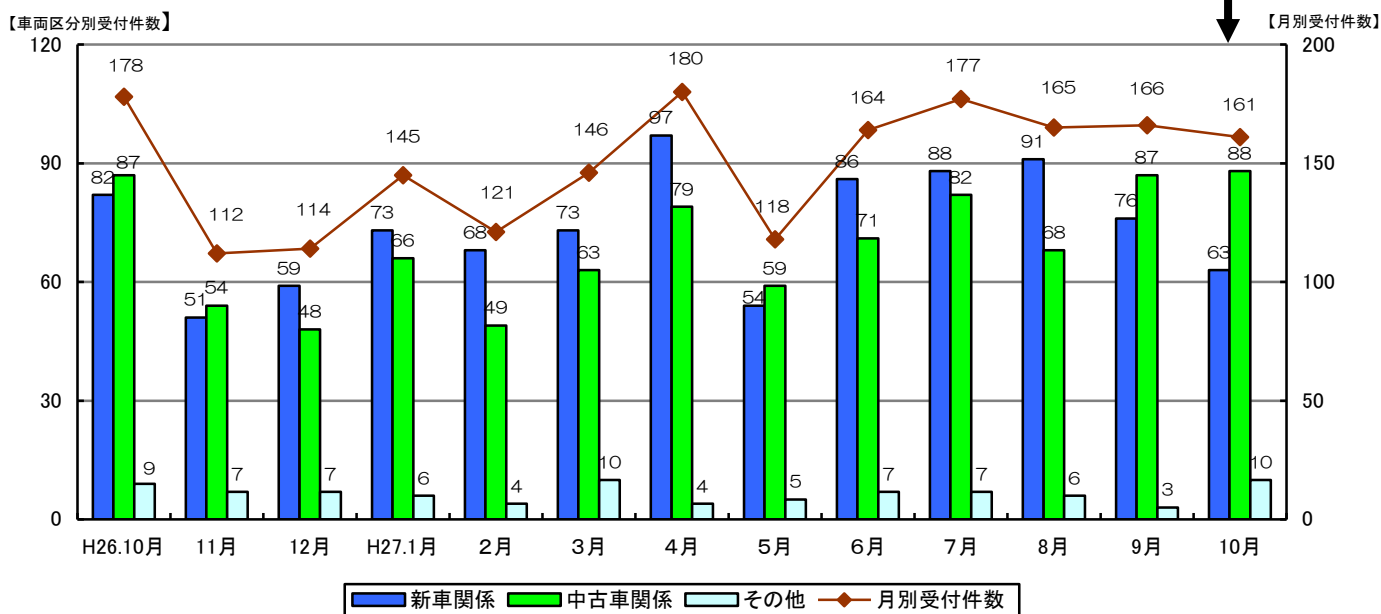
10月度の全体の相談受付件数は計161件で、前月度と比較すると5件減、対前年同月比では17件減(新車関係19件減、中古車関係1件増)となっています。

相談者の内訳では、「広告代理店」、「自動車関係団体」、「メーカー系ディーラー」からの問い合わせが多く、全体の約66%を占めています。

【相談者の内訳・平成27年10月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	63	88	10	161
広告代理店等	25	12	2	39
メーカー系ディーラー	18	12	1	31
自動車関係団体	12	22	3	37
中古車専門店	3	19	0	22
中古車情報誌社	0	11	0	11
メーカー	2	6	3	11
新聞社	1	0	1	2
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	2	6	0	8

【相談受付件数の推移・平成26年10月～平成27年10月】



2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが最も多く、その内容としては、残価設定ローンを表示する場合のローン終了時の条件の表示方法や、試乗車に新車時の価格を表示する場合の表示方法に関する相談等が寄せられました。また、『特定事項』に関する問い合わせでは、燃費を表示する場合の「公式テスト値である」旨の表示方法に関する相談等が寄せられました。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	50	79.4%	その他	2	3.2%
景品関係	11	17.5%	合計	63	100%

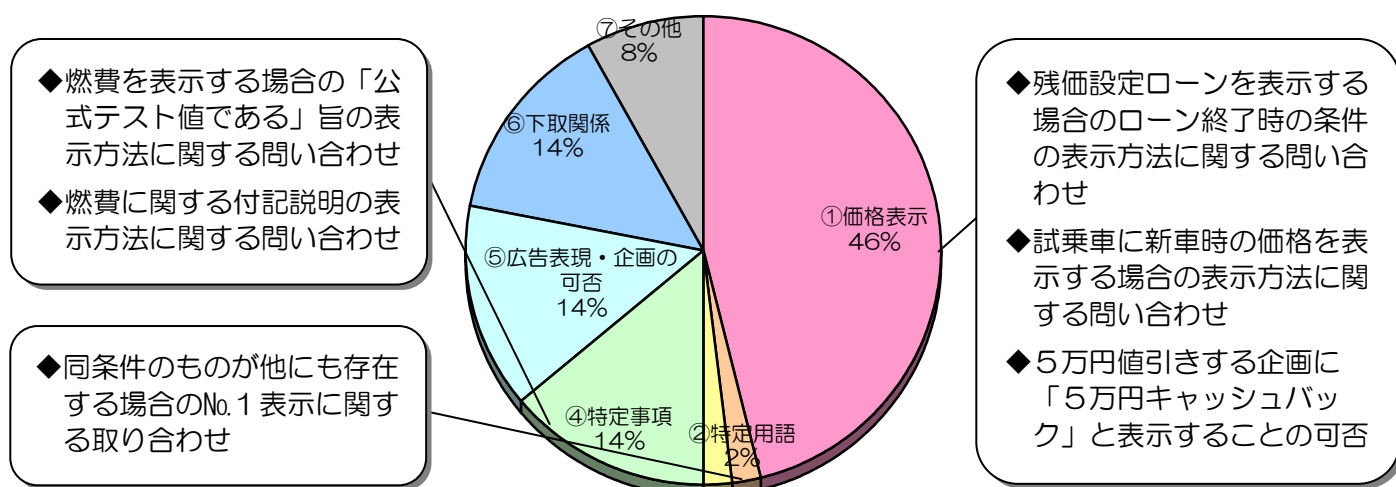
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	23	46.0%	④特定事項	7	14.0%
表示方法	7	14.0%	燃費	3	6.0%
付属品・特別仕様	2	4.0%	安全・環境（ASV技術）	3	6.0%
値引き表示	4	8.0%	写真・イラスト	0	0.0%
支払総額	0	0.0%	特別仕様・限定	0	0.0%
割賦・リース	9	18.0%	その他（競合比較）	1	2.0%
その他	1	2.0%	⑤広告表現・企画の可否	7	14.0%
②特定用語	1	2.0%	広告表現の可否	5	10.0%
新発売等	0	0.0%	企画の可否	2	4.0%
その他（最上級）	1	2.0%	抽象的な問い合わせ	0	0.0%
③税金・諸費用	1	2.0%	⑥下取関係	7	14.0%
税金	1	2.0%	⑦その他（免・減税関係等）	4	8.0%
諸費用・その他	0	0.0%	合計	50	100%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	5	45.5%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞（抽選等）	3	27.3%	その他	3	27.3%
			合計	11	100%

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例

- Q. チラシ広告に『燃費No.1』と表示したいのですが、この車両はOEM車のため、他メーカーの車両にも同じ燃費値のものが存在します。この場合、『燃費No.1』と表示することはできませんか？
- A. 平成27年10月1日施行の改正規則において、数値や根拠など他にも同条件のものが存在する場合についても、「No.1」等のランキング表示ができることとなりましたが、その場合には、「同条件のものが自社または他社に存在する」旨を明瞭に表示する必要があります。

【同条件のものが他に存在する旨の表示例（燃費 No.1 が複数存在する場合）】

1. 他にも存在する場合（OEM車を含む）の表示方法

＜メーカー・ディーラーにおける表示例＞

- ① 他メーカーにも同燃費値の車があります
- ② 他社にも同燃費値の車があります

2. 兄弟車が存在する場合の表示方法

＜メーカーにおける表示例＞

- ① ○○○（メーカー名）●●（車名）も同燃費値です
- ② 他にも同燃費値の○○○（メーカー名）車があります

＜ディーラーにおける表示例＞

- ① ○○○（メーカー名）●●（車名）も同燃費値です
- ② ○○○（メーカー名）系列他社にも同燃費値の車があります
- ③ 他にも同燃費値の○○○（メーカー名）車があります

なお、No.1である旨を表示する場合、「どのクラスで」、「何がNo.1であるのか」等No.1の前提条件を明瞭に表示して下さい。

[\[No.1 等、ランキング表示を行う場合の表示方法の考え方はこちらをご参照下さい\]](#)

- Q. チラシ広告に燃費を表示する場合、「公式テスト値である」旨を表示することとありますが、『JC08モード燃料消費率』のみの表示で問題ないですか？
- A. 「公式テスト値である」旨を表示する場合は、表示した燃費値が公式テスト値であることを明確にするため、『JC08モード燃料消費率』の表示とともに、『国土交通省審査値』である旨を表示して下さい。併せて、『燃費に関する付記説明』（表示された数値は一定の試験条件下での数値であり、実際の燃費は使用環境や運転方法等により異なる旨）も表示して下さい。

なお、平成27年10月1日施行の改正規則において、ラジオCMで燃費を表示する場合は、時間の制約があること等から、『JC08モード燃費値』である旨の表示のみで可とし、『国土交通省審査値』である旨と『燃費に関する付記説明』は省略することができることとなりました。

[\[燃費に関する明瞭な表示の考え方はこちらをご参照下さい\]](#)

- Q. チラシ広告の表面と裏面のそれぞれに複数車種の燃費を表示する場合、燃費に関する付記説明は一括してどちらか片面にのみ表示すれば問題ないですか？
- A. チラシ広告の表面と裏面の各面に複数車種の燃費を表示する場合、燃費に関する付記説明は、表面と裏面のそれぞれに一括表示の方法等により表示する必要があります。

3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが多く、前月同様、10月1日施行の改正規則に関連して、支払総額を表示する場合の表示方法や、支払総額の表示の義務化に関する問い合わせ等が多く寄せられました。また、諸費用についての考え方に関する相談等も寄せられました。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	70	79.5%	その他	14	15.9%
景品関係	4	4.5%	合計	88	100%

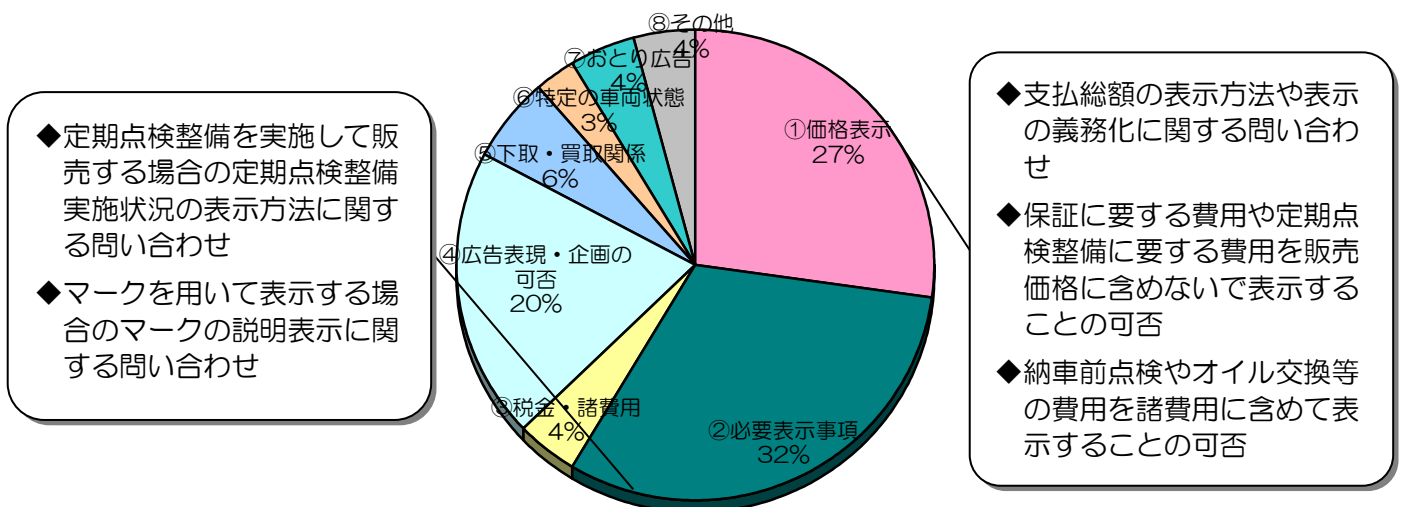
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	19	27.1%	③税金・諸費用	3	4.3%
表示方法	5	7.1%	税金	3	4.3%
値引き表示	3	4.3%	諸費用・その他	0	0.0%
支払総額	11	15.7%	④広告表現・企画の可否	14	20.0%
割賦・リース	0	0.0%	広告表現の可否	10	14.3%
その他	0	0.0%	企画の可否	2	2.9%
②必要表示事項	22	31.4%	抽象的な問い合わせ	2	2.9%
走行距離数	3	4.3%	⑤下取・買取関係	4	5.7%
保証の有無	6	8.6%	⑥特定の車両状態	2	2.9%
定期点検整備実施状況	1	1.4%	⑦おとり広告	3	4.3%
その他（必要表示事項等）	12	17.1%	⑧その他	3	4.3%
			合計	70	100%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	1	25.0%	オープン懸賞	2	50.0%
一般懸賞（抽選等）	0	0.0%	その他	1	25.0%
			合計	4	100%

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例

Q. 当店では、定期点検整備を実施して販売しているのですが、お客様の要望により実施しないで販売することもあることから、定期点検整備実施状況は『整納別（販売価格に整備費用は含まれていません。別途整備費用3万円）』と表示しています。今後、支払総額で表示する場合も、定期点検整備実施状況の表示は今までと同じ表示の仕方問題ないですか？

A. 中古車の販売価格（現金価格）は、車両と一体として販売することを申し出るものを含めた価格のことをいい、これは、支払総額を表示する場合でも同様です。今回のケースでは、通常は定期点検整備を実施して販売していることから、定期点検整備の実施が販売する条件となりますので、**整備費用は「現金価格（車両価格）」に含めて表示するとともに、定期点検整備実施状況は『整納込』（定期点検整備実施済みの場合『整済込』）と表示することとなります。**したがって、『整納別（販売価格に整備費用は含まれていません。別途整備費用3万円）』と表示することはできません。

Q. 当店では、お客様に納車する前に、納車前点検やオイル交換等を必ず実施しており、それらの費用は『諸費用』に含めて表示していましたが、問題となりますか？

A. 納車前の点検、オイル交換、バッテリー交換など、納車前に最低限必要な点検等の費用や、必ず実施する軽整備等の費用（いわゆる納車点検費用、納車整備費用等）は、販売店が中古車を販売するにあたり当然行うべき作業にかかる費用であり、**「現金価格（車両価格）」に含まれるべきもので、現金価格（車両価格）とは別に請求することはできません。**

【参考】中古車の諸費用についての考え方

1. 「諸費用」として適切であると思われるもの

【支払総額に含まれるもの】

①保険料	自賠責保険	未経過分相当額含む
②税金	自動車重量税	（未経過分相当額はない）
	自動車税	未経過相当額含む
	軽自動車税	（未経過分相当額はない）
	自動車取得税	
	法定費用	車庫証明、検査登録
③登録等に伴う費用※	リサイクル預託金相当額	（車両価格に含まない場合）
	検査・登録手続代行費用	中古車の検査・登録業務の代行
	車庫証明手続代行費用	購入者の車庫証明を取る業務

※「登録等に伴う費用（諸費用）」とは、購入者が行うべき手続き等を購入者の依頼を受けて販売店が代行して行うことによって発生する費用で、合理的に算出されたものであること（旧通産省自動車課長通達）

【支払総額に含まれないもの（購入者の要望等により異なるもの）】

- ・「納車費用」…購入者の指定する場所まで配送する費用
- ・「下取車手続代行費用」…信販会社または他の販売店の所有権留保車両を下取る際の所有権留保の解除費用

2. 「諸費用」として適切ではないと思われるもの（「現金価格（車両価格）」に含まれるべき性質のもの）

- ・納車前の洗車、クリーニング、ワックスがけ等、販売店が中古車を販売するにあたり、当然行うべき作業にかかる費用（例：納車準備費用等）
- ・納車前の点検、オイル交換、バッテリー交換など、納車前に最低限必要な点検・軽整備※の費用や、実施が販売条件である軽整備等の費用（例：納車点検費用、納車整備費用等）
 - ※現状販売の場合であっても、不具合等の有無を確認するための「点検（チェック）」の実施は必須です。
- ・その他、そもそも販売する商品（中古車）の現金価格（車両価格）に含まれるべき性質のもの（例：販売手数料、広告掲載料、利益等）